

第1問 答案用紙<1>

(監査論)

問題 1

組織目標の達成を阻害する要因として経営者が評価するリスクには、財務報告の信頼性のみならず、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全といった組織目標の達成を阻害するものも含まれる。

一方、監査人が被監査会社の「事業上のリスク」を評価しなければならないのは、よりの確に重要な虚偽表示リスクを識別し評価するためである。そのため、監査人が評価の対象とするリスクは、経営者が評価の対象とするリスクのうち、財務報告の信頼性に影響を与え、財務諸表の重要な虚偽表示リスクとなる可能性のあるものに限られる点で異なる。

問題 2

重要な虚偽表示リスクには、取引種類、勘定残高、開示等における特定のアサーションに結び付けられ、当該アサーションに対する運用評価手続及び実証手続により個別に対応することができるものもあれば、特定のアサーションに結び付けられず、財務諸表全体に広くかかわることから、補助者の増員や専門家の配置等の全般的な対応の実施が必要となるものもある。

そのため、重要な虚偽表示をもたらす要因を十分に検討し、重要な虚偽表示リスクのレベルに応じて適切に対応することを確保するために、「財務諸表全体レベル」と「アサーション・レベル」とで評価することが要求されている。

第1問 答案用紙<2>

(監査論)

問題 3

内部統制に重要な不備がある場合には、関連するアサーションについて、当該内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならないため、意見表明の基礎を得ることが著しく困難なものとなることも考えられる。そのため、監査人は、当該重要な不備の是正を経営者に求めるが、是正するか否かは経営者の判断に委ねられることになる。この点、財務報告プロセスを監視する責任を有している監査役等とのコミュニケーションを行えば、監査役等からも当該重要な不備を是正するよう経営者に促されることが考えられる。これに経営者が適切に対応することで重要な虚偽表示リスクが軽減されれば、監査人は、より効果的かつ効率的に監査を実施して意見表明の基礎を得ることが可能となり、ここに当該コミュニケーションの意義がある。

問題 4

リスク・アプローチの下では、重要な虚偽表示リスクの程度に応じて、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために必要十分な人員や時間を充てることにより、重要な虚偽表示を看過しない効果的な監査を限られた人員や時間によって効率的に実施することが求められる。この点、リスク評価手続及び運用評価手続を実施した結果、分析の実証手続を実施するのみで十分かつ適切な監査証拠が得られるということは、当該分析の実証手続のみで監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために十分な心証が得られることを意味する。

したがって、たとえより確かな心証が得られるとしても、これに加えて他の実証手続を実施することは、監査を非効率なものとしさせることから、当該他の実証手続を実施するべきではない。

第2問 答案用紙 < 1 >

(監 査 論)

問題 1

問 1

我が国の監査基準は、国際的な監査の基準等を踏まえて改訂されてきたが、国際監査基準について、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性プロジェクトが平成21年に完了した結果、改正後の国際監査基準と我が国の監査基準との間には、一部に差異が生じるようになった。これを背景として監査報告書の区分が改められるようになった。

問 2

従来、経営者の責任は監査人の責任と同じ区分に記載されていた。この点、内部統制の整備及び運用の責任を含め、財務諸表の作成責任が経営者にあることについて、監査人の責任とは独立した区分を設けて記載することにより、監査の前提となる財務諸表に関わる責任の区別についての利用者のより一層の理解を促すとともに、監査人の責任をより一層明確にすることになると考えられる。そこで、財務諸表に対する経営者の責任の区分が設けられた。

問題 2

問 1

まず、非上場の債券の評価の基礎となる保有目的を確かめ、それに応じた評価基準の継続的な適用状況、及び保有目的の変更の有無を確かめる。

また、時価により評価する場合には、債券に付すべき時価としての市場価格又は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額の適切性を確かめる。一方、取得原価又は償却原価により評価する場合には、これらの価額の適切性を確かめるとともに、発行元の財務諸表や実際の元利金の返済状況等を踏まえて元利金の回収可能性を検討し、信用リスクに応じた償還不能見積額の算定の適切性を検討する。

さらに、経営者に、債券の保有目的、時価等に関する経営者の見解を経営者確認書に記載することを求める。

第2問 答案用紙<2>

(監査論)

問2

個別の信用リスクに応じた償還不能額を合理的に算定できず、当該債券の評価に係る監査手続上の制約が存在しているが、総資産、純資産、売上や利益等に照らし、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるものの、連結財務諸表全体に対して意見表明ができないほどに広範ではないと監査人が判断したことから、意見不表明ではなく限定付適正意見となったと考えられる。

問3

監査人は、訂正された財務諸表に関して、当該訂正の適切性及び後発事象の網羅性を確かめた上で、以前に提出した報告書について追記情報として記載した四半期レビュー報告書及び監査報告書を提出する。

問題3

問1

監査人は、Z社に対する関係会社I社の株式の譲渡がB株式会社の翌期以降の連結財務諸表に著しく重要な影響を及ぼすことから、当該後発事象に関する連結財務諸表上の注記による開示について、利用者が連結財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して利用者の注意を喚起する必要があると判断したことを理由として、設問の強調事項の記載を必要と判断した。

問2

まず、経営者等に質問するとともに、取締役会や監査役会等の各種議事録を閲覧し、事業再編に伴いI社株式を譲渡することについて必要な承認又は決議を経ているかどうかを検討する。また、I社株式の譲渡に関する契約書を閲覧し、譲渡時期や譲渡価額等の契約条件について不合理な点がないかどうかを検討する。さらに、4月30日の決済に関する資料を閲覧し、実際にZ社との間でI社株式の譲渡が完了していることを確かめる。

【解答への道】

I 合格ライン

例年通り、理論中心1問、実務中心1問の構成となっており、理論・実務ともに得点を期待しづらい難度の出題も含まれる一方で、確実に得点しておきたい問題も少なくない。そのため、合格ラインとしては「まずまずの出来」と思える解答が少なくとも5割は欲しいところである。

<第1問>

問題 1

問題文中に示された「組織目標」の具体的な内容をイメージし、経営者が評価するリスクと監査人が評価するリスクの相違につなげることがポイントとなるだろう。解答上は、監査人が事業上のリスクを評価する趣旨を踏まえ、その評価の対象が重要な虚偽表示につながるものに限られる点を指摘することが骨子となる。

問題 2

「財務諸表全体レベル」のリスク概念は、監査基準の平成17年改訂に係る典型論点の一つであり、基礎答練第2回でも問うているところである。解答のアプローチはいくつか考えられるが、当該リスクの意味とそれに対する全般的な対応が求められることについては最低限示しておきたいところである。

問題 3

全国公開模試第2回でも類似の出題を行っていることから、監査役等が経営者に対して問題解決に向けた働きかけを行うことが解答の中心となることについては異論はないと思われる。ただし、10行の解答行数が与えられており、周辺にどのような議論を交えるべきかで悩んだかと思われる。解答の流れの作り方にはいくつかのパターンが想定され、絶対的なものはないと考えられるが、模範解答としては、リスク・アプローチ監査における内部統制の位置付けを念頭に、監査基準の規定と平成14年改訂前文も踏まえたものとしている。

問題 4

効果的かつ効率的な監査の実施の方法と理解されているリスク・アプローチが第1問のテーマであることからすれば、結論が「非」となることには多くの受験者が気付いたところと考えられる。

ただし、**問題 3**と同様、解答行数が10行であるため、何を解答の要素として織り込むべきか悩みを覚えたことと思われるが、ここで闇雲に法令基準等から記述を引用したとしても得点にはつながらないと考えられる。模範解答として示されるように、リスク・アプローチの基本に立ち返って、その考え方に照らして結論を導けば良いであろう。

<第2問>

問題 1

問 1

解答上は、監査基準の平成22年改訂前文が参考となるが、その内容を正確に覚えていなかったとしても、基準改訂の背景として示されることが多い「国際的な調和（国際基準との整合性）」については少なくとも指摘しておきたい。

問 2

基礎答練第2回でほぼ同内容の出題を行っているため、その際の解答と同様、経営者の責任の区分に記載される内容を念頭に置きつつ、それらを区分記載することが、どのような意味で「利用者の理解」と「監査人の責任の明確化」につながるかを示せば良い。

問題 2

問 1

かなり実務的な問題で戸惑った受験生も多いと思われるが、財務会計論の知識を活かして解答することがポイントとなるだろう。また、経営者確認書も重要な監査手続となるので、漏れなく記述したいところである。

問 2

監査範囲の制約による限定付適正意見を表明する事例問題である。問題文で与えられている総資産、純資産、売上高、経常利益、当期純利益の具体的な金額を解答に折り込むかどうかは悩ましいところであるが、必要に応じて監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」A1項を参考にしながら、少なくとも「重要性であるが広範性でない」点を指摘できれば良いだろう。

問 3

監査基準委員会報告書550「後発事象」13項、15項の規定を適宜要約して解答すれば良い。

問題 3

問 1

事例の状況が開示後発事象に該当することにさえ気付くことができれば、開示後発事象及び強調事項の定義に当てはめることで解答を導くことができる。強調事項が記載される場合については直前答練第3回でも出題している内容であり、確実に得点しておきたい。

問 2

解答の大まかなポイントは、①適切な承認・決議を経ているか、②契約内容に不合理な点がないかどうか、③譲渡が完了しているか、の3点となる。それぞれの具体的内容については様々な表現

この解答速報の著作権はT A C (株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

が考えられるため，上記ポイントを外していなければ得点は期待できると考えられる。

Ⅱ 答練との対応関係

< 第 1 問 >

基礎答練 第 2 回 第 1 問

応用答練 第 2 回 第 1 問

全国公開模試 第 2 回 第 1 問

< 第 2 問 >

基礎答練 第 2 回 第 2 問

直前答練 第 3 回 第 1 問

直前答練 第 4 回 第 2 問